

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年10月4日(火) 午前9時30分
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 (14人)

会長	14番	吉田 俊章
委員	1番	川崎 豊洋
	2番	坂口 登
	3番	石島 直
	4番	水田武次郎
	5番	鬼石 輝彦
	6番	小道 忠雄
	7番	辻 松朗
	8番	木下 敏恵
	9番	小川 龍也
	10番	堀 勝郎
	11番	永渕久留美
	12番	中尾 昭一
	13番	永石 研弘

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

第2 議案第 122号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について

議案第 123号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

議案第 124号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

議案第 125号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	永石 弘之伸
農地係長	中川 博文
主 査	西村 壽真

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から平成28年度第29回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それではさっそく審議に入りたいと思います。それでは議事録署名者ですが、5番の鬼石委員と7番の辻委員さんよろしくをお願いします。</p> <p>本日の提出議案は122号が3件、123号が3件、124号が3件、125号が2件となっています。</p> <p>それでは議案第122号農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので、報告します。</p> <p>1番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(1番説明)</p> <p>平成19年1月から10年間の使用貸借権再設定をしていたが、他の人と貸借するため合意解約となっています。</p>
議長	<p>永石委員調査・報告をお願いします・</p>
永石委員	<p>貸人が亡くなられ、奥さんが体力がないという事で、別の方にお願ひしたいとの事で解約となりました。</p>
議長	<p>永石委員の説明のとおりです。</p>
議長	<p>それでは1番について異議ご意見ございませんか。</p> <p><異議なし></p>
議長	<p>それでは1番異議なしと認めます。</p> <p>同じく2番事務局説明をお願いします。</p> <p>(事務局説明)</p> <p>平成17年9月より5年間の使用貸借権設定を行い、その後自動更</p>

事務局	新をしていたが、他の人に譲渡する為に合意解約となっています。
議長	小道委員お願いします
小道委員	後から3条で出てきますが、それまで借り人が面倒していましたが、譲るという事です。よろしくお願いします。
議長	水田委員お願いします。
水田委員	後から出てきますが、よろしくお願いしますとの事でした。
議長	それでは2番について異議ご意見ございませんか。 <異議なし>
議長	それでは2番異議なしと認めます。 同じく3番事務局説明お願いします。
事務局	(事務局説明) 平成26年11月より5年間の貸借権設定をしていたが、他の人と貸借するために合意解約となっています。
議長	小川委員調査報告お願いします。
小川委員	後で出てきますが、借り人から返したいとの事でよろしくお願いします。
議長	借り人に話を聞きましたが、自分が耕作している面積が5反を超えて管理できなくなってきたのでどうしようと思っていたところ、別の人が借りたいとの事だったので解約をしたいというお話でした。
議長	それでは3番について異議ご意見ございませんか。
中尾委員	<異議なし> それでは3番異議なしと認めます。

議長	<p>それでは議案第120号。農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。1番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(1番事務局説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>川崎委員調査報告をお願いします。</p>
川崎委員	<p>この農地は親子間の贈与という事で、今後も耕作を続けたいという事で、お願いしたいという事でした。</p>
議長	<p>鬼石委員報告をお願いします。</p>
鬼石委員	<p>川崎委員の報告のとおりです。</p>
議長	<p>この件についてご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ではこの件につきまして許可いたします。では2番事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(2番説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>小道委員さん、調査報告をお願いします。</p>
小道委員	<p>はい、先ほどの2番で出たもので、以前から耕作をしたいと思っていた父の遺志を継ぎたいという事で、よろしくお願ひしたいとの事でした。</p>

議長	それでは水田委員、調査報告をお願いします。
水田委員	譲受人はサラリーマンなので、主体は母になるという事ですが、18条解約で解約した借り人が指導・手伝うという事で、問題ないと思います。
議長	それでは採決を取ります。異議はございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。それでは3番事務局説明をお願いします。
事務局	(3号事務局説明) なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	坂口委員さん、調査報告をお願いします。
坂口委員	譲渡人から買ってくれと言われ、キウイフルーツを作ろうと思っていますとの事でした。
議長	堀委員さんよろしくをお願いします。
堀委員	譲渡人の父が亡くなって農業が出来ないという事でお願いしたいという事でした。
議長	外にありませんか。なければ採決をとります。 ご異議はございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 つづきまして議案120号、農地法第5条の規定による許可申請審議について別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。1番事務局説明をお願いします。

事務局	<p>(事務局説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。説明資料は7, 8ページとなっております。</p>
議長	<p>永石委員調査報告をお願いします。</p>
永石委員	<p>以前太陽光で売られたところの横の土地で、残りの分です。よろしくお願いしますとの事です。</p>
議長	<p>木下委員をお願いします。</p>
木下委員	<p>永石委員の報告のとおりです。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>今の件につきまして、ご異議、ご意見等はございますか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>1番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。2番説明を事務局をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。説明資料は9, 10ページとなっております。</p>
議長	<p>堀委員、調査報告をお願いします。</p>

堀委員	それぞれと会いました。で航空写真でわかるとおりすでに道路と なっています。一部雑種地もあります。譲受人からは申し訳ありま せんでしたとの事でした。
議長	坂口委員調査報告お願いします。
坂口委員	堀委員からの説明のとおりという事でよろしくをお願いします。
議長	ほかございませんか。異議ありませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。2番原案のとおり許可相当として県知事に 意見を送付いたします。 それでは3番事務局説明お願いします。
事務局	(事務局説明) 申請地の農地区分は、特定土地改良事業等の施行に係る農地で、 第1種農地であると判断されます。また、住宅その他申請に係る土 地周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落 に接続して設置されるものであり、その場所以外の代替地も想定で きず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や 崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5 条第2項各号に該当する事項は認められません。説明資料は11、 12ページとなっております。
議長	鬼石委員、調査報告をお願いします。
鬼石委員	この件につきまして、親の家のすぐ横になります。現在の家の老 朽化もありますという事でよろしくお願ひしたいとの事でした。
議長	坂口委員調査報告お願いします。
坂口委員	鬼石委員からの説明のとおりという事でよろしくをお願いします。 農振除外で上がった案件です。

議長	<p>ほかございませんか。異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。2番原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>それでは議案125号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による賃借権及び使用貸借権設定について、1番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p> <p>「以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。」</p>
議長	<p>小川委員調査報告をお願いします。</p>
小川委員	<p>18条解約の水田です。子供は勤めに出て作るのが難しいとの事で、永石委員から紹介してもらいましたとの事でした。</p>
議長	<p>まだ相続が終わっていないので代理申請との事でした。</p> <p>それでは何か意見はありますか。異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>2番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p> <p>「以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。」</p>
議長	<p>小川委員調査報告をお願いします。</p>

小川委員	18条解約の水田です。よろしくお願ひしますとの事でした。
議長	<p>小川委員の説明のとおりです。</p> <p>それでは何か意見はありますでしょうか。異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。</p> <p>この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第29回総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

平成28年10月 4日

議 長 吉 田 俊 章

議事録署名者 鬼 石 輝 彦

議事録署名者 辻 松 朗